

漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第5項に規定する第五種共同漁業の免許を受けた者の令和6年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので、公表する。

令和6年2月13日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

区分 免許番号	漁業権者	増殖目標数量（単位：kg）							
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび
鹿内共第1号	広瀬川 漁業協同組合	600	0	10	50	30	150	5	10
鹿内共第2号	高尾野内水面 漁業協同組合	150	0		40		50		
鹿内共第3号	高松川 漁業協同組合	30	0		30		50		
鹿内共第4号	川内川 漁業協同組合	200	0		50		200		10
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0		200		150		5
鹿内共第5号	川内川 漁業協同組合	20	0	10	5				
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	10	10				
	川内川上流 漁業協同組合	20	0	10	20				
鹿内共第6号	川内川上流 漁業協同組合	230	0		80	30			
鹿内共第8号	川辺広瀬川 漁業協同組合	80	0		40		200		15
鹿内共第9号	甲突川 漁業協同組合	150	0		20		250		
鹿内共第10号	思川 漁業協同組合	30	0		20		30		
鹿内共第11号	別府川 漁業協同組合	60	0		20		20		
鹿内共第12号	網掛川 漁業協同組合	180	0		30		1		
鹿内共第13号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0		50				
	松永 漁業協同組合	400	0		40				
	手籠川 漁業協同組合	30	0		20				
鹿内共第14号	検校川 漁業協同組合	100			10		50		
鹿内共第15号	安楽川 漁業協同組合	100	0		10		50		
備考	<p>1尾は、次のものを標準とする。</p> <p>あゆ 5グラム</p> <p>ふな 10グラム</p> <p>うなぎ 10グラム（ただし、成鰻を放流する場合は、増殖目標数量の3倍を目安とする。）</p> <p>やまめ 5グラム</p> <p>もくずがに 甲幅3センチメートル</p> <p>おいかわ 体長5センチメートル</p> <p>てながえび 5グラム</p>								